

各保育・教育施設・事業 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

土曜日共同保育について

時下 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力いただきありがとうございます。

内閣府から待機児童解消までの緊急的な取組の一つとして、土曜日共同保育が実施可能であることが公表され、平成 28 年 8 月には公定価格の留意事項において、「土曜日の共同保育を実施する場合は、減算にはあたらない」と通知されています。この土曜日共同保育の本市の取扱いについて改めて周知させていただくとともに、土曜日共同保育を実施する際は、実施する月の前月 10 日までに実施園の所在する区のこども家庭支援課へ年間計画書を提出してください。

また、現在土曜日共同保育を実施している施設において、翌年度以降も土曜日共同保育を実施する場合は、毎年度年間計画書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

1 土曜日共同保育実施概要

(1) 用語

ア 土曜日共同保育

他の市内給付対象施設・事業所(※)に在籍している児童を、土曜日に受け入れて行う共同保育 ※横浜市内の民間認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業

イ 実施園

共同保育を実施する施設・事業所

ウ 依頼園

共同保育を実施園に依頼し、土曜日に閉所する施設・事業所

(2) 主な実施条件 ※詳しく土曜日共同保育に関する要綱・FAQ をご覧ください。

ア 保護者同意を得ていること（実施園・依頼園の全ての児童の保護者に対する説明及び書面同意）

イ 施設間による実施体制等が整っていること（職員配置、保育内容、給食、安全対策・緊急対応、費用負担等）

ウ 実施園の運営基準・配置基準を遵守すること

エ 職員の配置にあたっては、実施園の保育士を常時 1 名以上配置すること。また、依頼園の児童の保育の安定等に配慮するため、原則として依頼園の保育士を 1 名以上かつ 4 時間以上、実施園に配置すること

※上記「エ」の保育士は、下記のとおり読み替えます。

- ・幼保連携型認定こども園においては保育教諭
- ・小規模保育事業 B 型においては保育士又は保育従事者
- ・小規模事業 C 型及び家庭的保育事業においては家庭的保育者又は家庭的保育補助者

オ 土曜日共同保育の実施によって生じる費用は、実施園及び依頼園が負担し、保護者に転嫁しないこと

カ 実施園の開所時間は、11 時間以上とすること

(3) 土曜日共同保育を実施する場合の流れ

ア 施設・事業所間で、実施に向けた打合せ、合意

イ 保護者全員への説明、同意、利用児童の確認

ウ 区こども家庭支援課へ年間計画書を提出

エ 施設・事業所間で、実施に向けた最終的な確認を行ったうえで、土曜日共同保育を実施

(4) 実施する際の届出について

実施園は、開始する月の前月 10 日までに実施園の所在する区のこども家庭支援課へ年間計画書（第1号様式）の提出をお願いします。保育所の本園と分園で実施する場合も提出をお願いします。

※実施園と依頼園の所在区が異なる場合は、計画書の写しを依頼園の所在する区のこども家庭支援課へ送付してください。

※次年度以降も実施する場合は、毎年度届出が必要となります。(4月から実施の場合は、3月 10 日までに、提出してください。)

(5) 公定価格、延長保育事業費の取扱い

ア 常態的に土曜日に閉所する場合の加減調整（公定価格）

土曜日共同保育の実施により、依頼園の児童の土曜日の保育が 11 時間以上確保されている場合は、依頼園は土曜日減算の対象外となります。なお、実施園及び依頼園は、計画書の写しを給付費等の届出書に添付し、こども青少年局保育・教育運営課給付担当へ提出をお願いします。

※共同保育を実施していたとしても、「土曜日共同保育年間計画書」の提出がない場合は、土曜日減算の対象となりますので、ご注意ください。

イ 延長保育事業費（向上支援費）

延長保育実施加算（土曜）：実施園のみ加算対象となります。（依頼園は対象外です。）

2 要綱・様式・FAQについて

共同保育実施要綱及びFAQについては、こども青少年局ホームページ内の該当ページ（下記アドレス）をご確認ください。届出様式もこちらよりダウンロードするようお願いします。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/youkou.html>

制度に関するお問合せ

保育・教育運営課運営指導係

電話 045-671-2427

土曜日共同保育年間計画書の提出先

各区こども家庭支援課（実施園所在区）